⑽　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑵により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

⑾　次のいずれにも該当する契約先は、当該独立行政法人から当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとなったので、詳細は入札説明書を参照すること。

①　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること。

②　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

⑿　詳細は、入札説明書による。

⒀　問い合わせ先

①　平成27・28年度一般競争参加資格の認定に関する事項　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19階　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部　経理チーム　電話03―5323―2208

②　公募条件に関する事項　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー17階　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　工務検査部　工務チーム　電話03―5323―2438

③　設計図書等及び単価見積書に関する事項　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー18階　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　設計部　ストック設計第２チーム　電話03―5323―4345

④　入札手続きに関する事項　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19階　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部　首都圏入札チーム　電話03―5323―2591

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: Director General in charge of Kanto Area of East Japan Rental Housing Office, Urban Renaissance Agency.

⑵　Classification of the services to be procured: 41

⑶　Reconstruction of the 3rd Apartment building, and other urban development at B2 block of Souka Matsubara housing complex

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4: 00 P.M. 7 August 2015

⑸　Time-limit for the submission of tenders: 12: 00 A.M. 29 October 2015

⑹　Contact point for tender documents: Bidding & Contract Team for Tokyo Metropolitan Area, General Affairs Department, East Japan Rental Housing Office, Urban Renaissance Agency, 6―5―1, Nishishinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 163―1382 TEL 03―5323―2591

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年７月６日

独立行政法人都市再生機構

東日本賃貸住宅本部

関東地域担当本部長　守安　雅志

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　草加松原Ｂ２街区第４住宅建設工事

⑶　工事場所　埼玉県草加市松原二丁目

⑷　工事内容

建設工事一式

共同住宅197戸、付属建物

延べ床面積　約11,620㎡

①　ｇ棟　ＲＣ造　地上７・９階建　143戸

延べ床面積　約8,412㎡

②　ｈ棟　ＲＣ造　地上７階建　54戸

延べ床面積　約2,951㎡

③　ゴミ置場　ＲＣ造２棟

延べ床面積　約67㎡

④　駐輪場　Ｓ造２棟

延べ床面積　約190㎡

⑸　工期　平成28年６月から平成30年１月まで（予定）

⑹　追加工事　なし

⑺　工事実施形態

①　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）の受付の際に、競争参加資格確認資料並びに「企業の技術力」及び「施工計画」等に関する資料（以下、「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。

②　本件の落札者は、工事の契約に先立ち、当機構と「設計・施工に関する覚書」を交換し、実施設計図書を作成する。

③　上記②の実施設計図書が完成したときは、「設計・施工に関する覚書」に基づき、工事請負契約を締結する。

④　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。

⑤　本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。

⑥　本工事は、申請書及び資料の提出と同時に単価見積書を受け付け、ヒアリングを通じて妥当性が確認できた単価見積書を予定価格に反映させることができる、見積もりの提出を求め活用する方式の試行工事である（詳細は入札説明書による。）。

なお、見積価格の事後確認のため、見積価格及び実績価格を記載した資料を工事契約後速やかに提出すること。

⑦　本工事においては、申請書の提出（ただし、資料及び単価見積書の提出は持参するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムにより難い者は、当機構東日本賃貸住宅関東地域担当本部長（以下「本部長」という。）の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

２　競争参加資格　次の⑴から⒅に掲げる条件をすべて満たしている者又は⒆の構成基準により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であり、かつ、⒇に掲げる競争参加資格の確認の手続きにより１に示す工事（以下「本工事」という。）に係る共同企業体としての競争参加資格（以下「共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

⑵　当機構東日本地区における平成27・28年度の一般競争参加資格について建築工事の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けていること。）。

⑶　当機構東日本地区における平成27・28年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑹　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。

なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

⑺　当機構東日本賃貸住宅本部（所管事務所を含む。）発注の工事成績について、資料の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。